

令和4年9月28日

| 市民生活部市民課人権啓発室 | |
|---------------|-------------------|
| 担当者 | 主査 藤井 大樹 |
| 電話番号 | 0869-22-3922 (直通) |

10月1日にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を締結します

平素は、人権啓発活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、瀬戸内市では、令和4年10月1日に標記の制度を導入するとともに、県内5市(岡山市、総社市、備前市、真庭市、笠岡市)と「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を締結します。

記

- 1 制度名 瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
- 2 施行日 令和4年10月1日
- 3 締結する パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定 協 定
- 4 締結日 令和4年10月1日
- 5 協定締結 瀬戸内市、岡山市、総社市、備前市、真庭市、笠岡市 自 治 体
- 6 趣 旨 瀬戸内市では、市民一人ひとりがお互いの違いや多様性を認め合い、 個性を尊重しあうことができる、みんなの思いやりがあふれる人権尊 重のまちづくりを目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣 誓制度を導入します。

また、宣誓されたお二人が自治体間で異動しても、安心していきいきと生活できるよう支援するため、瀬戸内市も岡山県内でパートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用の協定を結んでいる岡山市、総社市、備前市に加わり、協定を結びます。なお、当市とともに真庭市及び笠岡市も同時に協定の締結に加わり、6市による都市間相互利用の協定の締結となります。

7 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。また、その関係にある2人の一方又は双方の生計が同一の子や親などと家族として養育又は扶養することを約束した関係であることを市長に対して宣誓し、市がその証として「宣誓書受領書」と「宣誓書受領カード」を交付するものです。

この制度は、法的効力(相続、税の控除等)が生じるものではありませんが、大切なパートナーや家族と共に、ありのままの自分で暮らしていけるよう、市が応援するものです。

8 都市間相互利用とは

パートナーシップ宣誓をした市民の方が市外へ転出した場合は、瀬戸内市で交付した受領証及び受領証明カードが使えなくなるため、転出先の自治体で新たに宣誓をする必要があります。このことは、宣誓された方にとって、手続きの負担だけでなく精神的な負担を伴うことが想定されます。

そこで、パートナーシップ宣誓制度を実施している自治体間で協定を締結し、宣誓者が転出時に継続使用を届け出ることで、転出先で新たに宣誓を行うことなく宣誓が継続し、(転出先で簡易の手続きが必要な自治体もあります。)交付済みの受領証等を継続して使用できるようになります。このことにより、本制度利用者の負担を軽減し、サービスの向上を図ろうとするものです。